

令和2年度山口県公共事業評価委員会（第4回）審議概要

日時：令和2年9月3日（木）
場所：県庁1階 会計管理局管理室（Web会議により実施）
出席委員：進士委員長、有吉委員、浦上委員、小谷委員、塩田委員、関根委員、伊達委員、
深田委員、船崎委員、古田委員、三輪委員
※各委員はオンラインで参加

議事概要

◆補足事項等説明

① 総合流域防災事業(番号 2-4、2-5、2-6)山口県事業【再評価】…第3回審議

○ 治水経済調査マニュアル(案)の改定に伴う公共土木施設等軽減便益について

＜説明及び審議＞

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

堰や水路などの農業用施設の被害額は、農地面積と分離して算出するべきと考えていたため、今回のマニュアル改定の計算手法は意外に感じた。

県)

農地と農業用施設で面積当たりの単価が分かれておりこれに乗じている。農地・農業用施設の災害統計から算出された結果であることがマニュアルにも記載されている。

委員)

より現実に近い被害算定方法に変更されたという認識で良いか。

県)

そのとおりである。

◇令和元年度 山口県公共事業評価委員会 意見への対応について

○ 漁港漁場整備事業

＜意見内容＞

「荷さばき所整備における事業効果の検証にあたっては、当該漁港における魚価の変動等に加え、周辺漁港の状況についても把握したうえで、適切に実施する必要がある。」

＜対応＞

県)

配布資料(パワーポイント)により説明

委員)

アジの単価変動については理解できるが、イカの単価が下関漁港と仙崎漁港で大幅に違うというのは、イカといってもスルメイカとケンサキイカといった魚種構成の違いがこの魚価の違いに表れているのかどうか教えていただきたい。

県)

この単価については、スルメイカもケンサキイカもすべて含まれている。

委員)

魚種構成の割合の違いで単価の違いがでているものと思うがどうか。

県)

農林水産省の産地水産物流通調査のデータを使用しており、そのデータではわかりませんでした。

委員)

了解した。仙崎漁港と下関漁港で魚価上昇の幅に開きがあるので、仙崎漁港はケンサキイカが多く、下関漁港はスルメイカが多いといった魚種構成の違いでその開きがでていると思った。

委員)

高度衛生管理型の市場にすることで単価が上がるということはいいことと思う。事業効果の検証にあたり魚価は非常に重要なので、周辺の漁港の市場も把握して、すべての漁港にそれを取り入れるのかというのもまた議論の一つと思うので、検討の上、事業を進めてほしい。

◆説明及び審議

①宇部港 東見初地区 港湾改修・港湾環境整備事業(番号 2-9)山口県事業【再評価】

<事業説明及び審議>

県)

配布資料(パワーポイント)により説明

委員)

汚濁防止膜について事業費の変更の記載で約 1 億円と説明があったが、これは土砂の投入時に濁りが流出したため追加で汚濁防止膜を設置したのか。これはこの工事が終わる 10 年後まで1度設置すればいいのか。これからも何度も設置する必要があるのか。

県)

土砂の投入時に濁りが発生したため、護岸で締め切った区画の内部に汚濁防止膜を設置し、外部への濁りの浸透を防止した。これからも土砂を投入する際には汚濁防止膜を設置する。

委員)

了解した。

委員)

浚渫土砂と廃棄物の処分需要は時代が変わっても、間違いなくあると考える。毎年、水深を維持するために浚渫を行う必要があると思うが、何年分の容量が残っているのか。処分場がいっぱいになるまで何年間かかるのか。

県)

本事業の浚渫は、所定の水深がなくなったため行う維持浚渫ではなく、大型船舶が係留可能な水深まで浚渫し、泊地を新規整備するものである。浚渫した土砂はふ頭用地予定の箇所に投入している。

委員)

了解した。新しくできた土地は何に使われるのか。

県)

完成後は企業に使うことを想定している。

委員)

了解した。廃棄物の受入れ状況の変化で事業期間を延伸しているが、廃棄物の処分場が不足している状況で、リサイクルの進展で長く利用できるのはいいことである。

県)

満杯になるまでに 10 年程度はかかる見込みである。当初想定では、廃棄物の排出量が多く、早くに満杯になると予測していたが、3R 等の活動により排出量が少なくなったと推測してい

る。

委員)

了解した。廃棄物処分場は外部に悪影響を与えることがあると思うが、海に処分場をつくることから、漁業に与える影響はないのか。長年経ってくると施設が劣化して悪影響が生じるのでは。

県)

まず事業の着手前に漁業関係者には事業概要を説明し事業への理解をしてもらっている。

廃棄物処分場の護岸は、土砂の投入エリアの護岸と構造が異なっており、廃棄物が外部に流出しないように遮水工を設けて外部と遮断している。同時に、実際に機能を発揮しているかを確認するため、周辺の水質調査等を継続的に行っている。廃棄物の埋立てエリアの中にある水についても、場内に機器を設置して水質を調整した上で、管で下水処分場まで送り処理している。以上のことから、工事中と将来にわたって環境に悪影響を与える物質の流出を防ぐ措置をとっている。

委員)

了解した。

委員)

パワーポイント10ページの図に海浜の計画があるが、現地視察ではここを海浜にする計画はなくなったと説明があった。将来的には海浜が残っているのか。

県)

今年度、港湾計画を改訂した際に海浜は削除されている。今のところ、本事業において海浜を整備する予定はない。しかしながら、完全に整備するという意思をなくした訳ではなく、長期構想には残っている。

委員)

岬漁港と宇部空港の間に、小さい三角地帯があり、ごみが溜まっているが良い砂浜になっている。宇部の工場群の反対側ということで、ここに海浜ができれば宇部にとって貴重な場所になると思う。最新の港湾計画からは削除されているとのことだが、この図のように整備されることを期待している。

委員)

1 点目は、緑地予定の土地以外は全て工場用地として残存価値としても収益をあげていくのか。埋立完了後の土地利用はどのようになるのか教えてもらいたい。

2 点目は、調査で不発弾が見つかったため、より精度のいい調査を行うことで約1億円かかるとことだが、また不発弾が見つかった場合には調査費だけでなく、不発弾を処理する費用もかかるのではないかと考えるが、それも見越して約1億円の増額なのか。

3 点目は、廃棄物の処分場の受け入れ期間が延伸されたことは、事業評価としていいとの感覚があるが、期間を延伸することで費用が余計にかかるのか。

県)

1 点目の、埋立完了後の土地利用について、岸壁に大型船舶が係留して荷役が行われるふ頭用地、その他背後に、港湾関連用地、都市機能用地、レクリエーション施設用地、緑地ということで用途に応じてエリアを分けしている。例えば、港湾関連用地は、港湾における物流・人流などの輸送活動の増進を図り、また、これらの活動を支援する施設のエリア、緑地は公園だとか広場といった憩いの場を提供するエリア、レクリエーション施設用地は、港湾を通じた人的・経済的な国内外の様々な交流活動を推進するとともに、港湾におけるレクリエーション活動の

用に供する施設及びこれらに付随する施設のためのエリアとなっている。港湾機能だけに特化した埋立てではなく、様々な目的を持ったエリア分けを計画している。

2 点目の、不発弾の発見による事業費の増額について、探査範囲を広げるというふうに表現しているが、元々この調査をして7.0マイクロウェバーの磁気量が発生された地点を詳細に点検し、それが実際に不発弾かどうかの確認をしていたが、平成30年7月に発見された不発弾は7.0マイクロウェバーに達さなかった地点から発見された。このことから、7.0マイクロウェバーではなく感度を上げて、3.5マイクロウェバー以上の磁気が発生されたところにも詳細に点検し不発弾かどうかを確認することとした。このために、点検に要する費用が約1億円の増額となった。不発弾を処理する費用は、自衛隊に処理を依頼することになるため、事業費の増額はない。

3 点目の期間延伸に伴う事業費の増について、事業側は廃棄物及び土砂の受入れ待ちの状態であり、期間延伸より工事量が増えるといったことがないため事業費の変動はない。これから先の環境調査等に必要となる費用が増える可能性は想定されるが、現時点で事業費が大きく変動するようなことはないと考えている。

委員)

了解した。

委員)

費用対効果の便益で残存価値は造成された土地の価格を積み上げたとの説明だが、造成後に土地を販売すると思うが、土地は何年間で売り切ると考えているのか。こういう造成地は長期にわたって放置された事例があり、その際は経済価値を生まないと考える。

県)

土地を具体的に何年で売り切るかは、現時点では想定できていない。しかしながら、宇部港東見初地区の周辺、沿岸部の工業地帯の状況を見ると、土地需要はかなり高いと判断している。

委員)

了解した。

委員)

残存価値の中の土地価格が入っていたが、土地利用がもたらす価値というのは便益には入っていないということでしょうか。

県)

土地利用がもたらす価値は入っていない。

委員)

了解した。

委員)

土地利用がもたらす価値を入れる場合もあれば、今回のように入れない場合もあるとの事だが、この違いは何なのか。

県)

こういった事業を行う場合は、マニュアルに従って処分コスト削減便益、輸送コスト削減便益、残存価値のみを便益として計上する。通常、これ以外の便益を計上することはない。

委員)

了解した。土地利用がもたらす価値を便益に入れる事業というのは事業の主旨自体が異なるという認識でしょうか。

県)

そのとおりである。

②周南都市計画事業下松市豊井土地区画整理事業(番号 3-1)下松市事業【再評価】

<事業説明及び審議>

下松市)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

約 30 年間で事業は進捗していない状況だが、わずかに事業への既投資額がある。これは何に使われているのか。

下松市)

建物調査や路線測量等の測量試験費に使っており、現地の整備をしたものではない。

委員)

住民が望んでいる豊井地区まちづくり整備計画(以下「整備計画」という。)を作成することが大事だと考えているが、代替案の項目に記載のある豊井区画整理見直し協議会とはどのような組織なのか。

下松市)

地元住民の代表者と市とで構成している協議会で、整備計画を作成することを目的としている。

委員)

整備計画に対して地区の住民が賛成しているのかを市はどのように把握しているのか。また、整備計画に沿って事業を進めることが可能だと判断しているのか。

下松市)

令和 2 年 3 月に整備計画を作成後、地区に対しては地元説明会を開催し、市民全体に対してはパブリックコメントという形で整備計画を周知しているが、反対的な意見はなかったため、整備計画に沿って事業を進める予定である。

委員)

見直し協議会は地元住民の代表で作られていると説明されたが、地域の対立は解消されたのか。また、代表者は対立とは関係ない人なのか等状況を教えて欲しい。

下松市)

事業開始から 30 年以上が経過して世代が変わったこともあり、まちづくりに対する考え方が変わっているため、反対派賛成派といった概念はない。また、代表者は自治会の各班から選出されており、地区からまんべんなく選んでいる状況である。

委員)

代替案と当初の事業目的はどのように関係するのか。

下松市)

当初の事業目的は、公共施設の整備改善、宅地の利用増進、防災性の高い健全な市街地の形成とあり、公共施設の整備改善という目的に対しては、整備計画のなかの都市計画道路、準幹線道路、生活道路、下水道等の基本的な都市基盤施設の整備を実施する。

委員)

宅地の利用増進、防災性の高い健全な市街地の形成はどうなるのか。

下松市)

宅地の利用増進については、公共施設を整備することにより宅地の利用の状況が良くなるため利用増進を図ることができる。また、防災性の高い健全な市街地の形成については、現在の地区は狭あいな道

路が溢れた密集した住宅状況であるが、公共施設を整備することによって防災性の高い健全な市街地の形成を図ることができる。

委員)

代替案が整備できれば、3つの目的が達成されるということでよいか。

下松市)

そのとおりである。

委員)

都市計画決定から40年以上、平成11年の事業休止からアンケートまでが15年以上と長い期間が経過している。土地区画整理事業の計画自体が住民のメリットになっていたのか。

下松市)

豊井地区は狭い道路が入り組んだ密集住居地域であることから、この中で都市基盤施設を整備するためには、土地区画整理事業が最適であると考えていた。住民に対しても、昭和59年頃から地元の世話役と話し合いを進め、その後研究協議会などを立ち上げてブロック説明会等の開催や法定手続きを行っており、その中で土地区画整理事業の必要性を説明している。しかし、事業を進めるにあたって、減歩や環境の変化等について地元住民と折り合うことができず事業休止という状況となった。

委員)

なぜ、平成28年にまちづくり委員会が立ち上げられたことが事業見直しの契機となったのか。

下松市)

下松市内の他の地区の市街地整備が進むなか、豊井地区のみ停滞したままとなり、地区の人口減少及び少子高齢化が深刻化していたこと、また事業休止から30年以上が経過して世代が変わったことによりまちづくりへの考え方が変化したことから、委員会が立ち上げられ、事業見直しのきっかけとなった。

委員)

下松市内のなかで整備が遅れた状況となり、地区の若い世代を中心にそういった機運が生まれたということか。

下松市)

そのとおりである。

委員)

現在は前向きな状況となってこの整備計画ができたということか。

下松市)

そのとおりである。

委員)

新しい整備計画の事業費はどうなるのか。

下松市)

整備計画に基づいた事業については事業費を算出していないが、道路や公園、下水道等の都市基盤施設の整備を中心とした整備となるため、土地区画整理事業に比べると用地補償等が掛からずコストが縮減できる。また、一つ一つの家を解体して事業を進めるわけではないため、早期整備を図ることができる。

委員)

事業の見直しにより、要は事業費も少なく済むとともに、一番の目的である生活基盤も図られるという理解でよいか。

下松市)

そのとおりである。

委員)

用地補償について、整備計画のなかで道路等を整備するにあたって必要となるのではないかと。

下松市)

都市基盤施設の整備にかかる用地補償は必要となるが、土地区画整理事業の場合には地区面積 21.9ha の宅地整備も行うため、用地補償をする件数が減ることからコスト縮減を図ることができる。

委員)

平成 26 年のアンケート調査のきっかけは市からなのか、もしくは住民からそういった声があったのか。また、アンケートは誰が作成したのか。

下松市)

令和元年の意向調査は協議会のなかで実施しているが、平成 26 年のアンケート調査時は地元との調整は図れておらず、市の内部で土地区画整理事業以外の整備手法も含めた整備案の検討をするなかで、地区の将来像や早期に整備すべきものなどについて地元の意向を確認するために実施したものであり、市が作成して地元に対して行ったアンケート調査である。

委員)

この整備計画は平成 26 年のアンケート調査の結果を反映したものになるのか。

下松市)

整備計画に反映しているのは令和元年に実施した意向調査の結果である。

委員)

地区には何世帯あってアンケートの回収率はどの程度なのか。また、アンケートは市と協議会が話し合いながら作成したものであってコンサルタントは関わっていないのか。

下松市)

アンケート調査について、地区内居住者、法人及び地権者全てに対して実施し、502 通郵送しており、回収率は概ね 5 割弱である。アンケートは市と協議会とで作成しているが、アドバイザー的な形でコンサルタントが関わっている。

委員)

5 割の回収率は有効だと考えるのか。また、ワークショップに取り組もうとは考えなかったのか。

下松市)

ワークショップは考えておらず、アンケート調査は地区内居住者、地権者全てを対象に実施しているため、回収率は有効だと考えている。なお、日立の独身寮に居住されている方を除くと回収率は 64%となる。

委員)

周南市の久米も入り組んだ地域で整備には時間を要したが、整備後は人も増え企業の会社やスーパー等も建設されるなど良い形に変化している。豊井地区についても住民が望むまちづくりを進めて欲しい。地元住民は、長い間、道が狭いために救急車や消防車が入らない等の不便な生活を余儀なくされていたことから、予定から遅れることなく、整備が進むことを願っている。

下松市)

市としても豊井地区の整備については早期に進めたいと考えている。また、都市計画道路の 1 路線については来年度事業化し、事業を進めていくこととしている。

③黒木川 総合流域防災(準用河川改修)事業 (番号 3-2)周南市事業【再評価】

<事業説明及び審議>

周南市)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

護岸工の改修あるいは川幅の拡幅の工事をしたとしても、河道部に植生が繁茂していると流下能力が落ちる。工事後についてもメンテナンスが必要となると思うが、どのような計画となっているのか。

周南市)

浚渫については、国の補助事業の対象となることもあり、下流部や川幅の狭小部については部分的に随時浚渫等工事を行っている。

委員)

浚渫ではなく、河道部に生えている草についての維持管理はどうか。

通常、農業用排水路等の小さい水路であれば利用者が維持管理を行っているが、黒木川は川幅が広いため、重機等が必要となってくる。

周南市)

河川内の葦等の伐採のみ行うことは難しいと考えている。伐採と浚渫を一体として部分的に行っていく。

委員)

護岸の植生は洪水時の堤防の破損を防ぐと思うが、河道の真ん中の草木は流れの摩擦が大きくなり、

流下能力が減るので、定期的なメンテナンスをすることをお勧めしたい。

委員)

長穂地区にはホタルが生息しているが、支川である筋地川にはホタルが多く生息しており、黒木川には全く生息していない。環境配慮という面で、ホタルへの配慮はどう考えているか。

周南市)

筋地川のみホタルが生息しているのではなく、黒木川含め全体に生息はしている。

ブロックマット工法や環境配慮ブロック等によりホタルに対しても同様に配慮をしていると考えている。

委員)

ホタルへの配慮を行っているのであれば、環境への配慮の項目に記載するとよい。

周南市)

了解した。

委員)

まず、環境配慮ブロックについて、ブロックを使用したから環境へ配慮していると言ってはいけない。また、改修後の瀬や淵の復元についても、写真等の資料では確認出来ない。

河道部の葦等の成長を抑える要因は、日光を遮断することであり、最新の研究(県との合同研究)では護岸沿いに植樹を行うことにより葦の成長を抑制することが可能となる。周辺の農地が減少することや、効果を得るまでに長い年月が掛かることが難点である。現在、植樹を行う河川改修はあまり見られないが、県との共同研究の成果であるので、黒木川だけでなく県内の河川についてもこういった研究成果を応用してみるのも良いと考えている。

委員)

河川改修前と改修後の写真が違う場所から撮影しているように思うがどうか。

周南市)

ブロックマットにて改修を行った場所であり、植生等により外観が異なるように見えている。

委員)

了解した。

④中山間地域総合整備事業 下関北部地区(番号 4-6)山口県事業【事後評価】

<事業説明及び審議>

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

農業基盤整備は、他の土木構造物と違って、整備後も維持管理労力が必要である。具体的には、草刈や水路の泥上げ、獣害防止柵の見回りなどが必要となる。施設の維持管理は毎年必要である。高齢化が進んでいる中で誰がどのように維持管理するのかの仕組みについて教えてもらいたい。

県)

施設を維持管理して行く仕組みとして、中間地域等直接支払や多面的機能支払などがあるが、当地域においても取り組まれているので、それによって維持管理がなされる。

委員)

麦、大豆以外にも高収益作物の導入が求められると思うが、整備後の地域の作付け状況はどうか。

県)

地区内のある法人では、水稻、小麦、大豆の他、アスパラガスなどの野菜づくりにも取り組んでいる。

委員)

幅広く多くの場所を整備されている。先ほど言われたように、整備して終わりではない。それを如何に活用していくかが難しい。対象地域の、専業農家数と新たに設立された営農法人の数と設立場所を教えてください。

県)

専業農家の戸数は把握できていないが、各々整備した地域では、法人や認定農業者により営農が盛んになっている。法人の数については、事業開始前、豊田町・豊北町に農事組合法人は設立されていなかったが、現在では、豊田町に7組織、豊北町に3組織が設立されている。

委員)

法人の設立がかなり進んだように感じる。この事業が契機になったということか。

県)

整備後に法人設立が進み、営農を頑張っている状況である。

委員)

社会経済情勢の変化として、「雇用の確保」と説明されたが、どのような人達が働かれているのか。具体的に教えてください。

県)

法人が設立されたことで畑作物が導入され、これまで夏場だけの作業だったところが冬場も作業を行うこととなり、1年を通じて法人経営(農作業)に係る人手が必要になった。法人の職員や、その家族などの周辺の方がお手伝いをされている。

委員)

事業開始時、実施内容を決めて予算を決めたのか。事業実施しながら予算を決めたのか。

県)

事業実施前に、施工箇所と工種を決めて計画事業費を決めた。

委員)

総事業費が8.2%も減額になることもあるのだと驚いている。増額になるケースの方を多く見てきた。